

第4回名取市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和3年8月26日(木)
開 会 午後2時
閉 会 午後2時50分
2. 場 所 名取市役所 6階大会議室 東側
3. 提出議案
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について
議案第3号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について
4. 報告事項 (1) 農地法第5条の規定による届出について
(2) 農地賃貸借権解約について
(3) 農地の現状変更完了届出について
5. 出席委員(26人)
会 長 15番 大友 正一
農業委員 1番 相澤 喜美 2番 菊地 賢一郎 3番 洞口 ゆかり
 4番 武田 由美子 5番 入間川 昭一 6番 佐伯 美和
 7番 入間川 康弘 8番 渡邊 正明 9番 大内 繁徳
 10番 布田 順一 11番 松浦 岩男 12番 昆布谷 功治
 13番 松浦 朋子 14番 引地 長一

推進委員 2番 山路 康則 3番 長田 幸夫 4番 菅野 弘一
 5番 齋 重昭 7番 橋浦 福男 8番 三浦 裕一
 9番 櫻井 勉 12番 松浦 崇 13番 松浦 正博
 14番 相澤 早苗 15番 川村 勇
欠席推進委員 1番 大内 伸一 6番 遠藤 勝典 10番 武藤 光雄
 11番 西山 剛
6. 事務局出席職員
事務局長 小畑 信一 局長補佐 成田 利顕 主幹 大友 十和子
7. 会議の内容 別紙議事録のとおり

第4回名取市農業委員会総会議事録

【開 会】

午後2時、ただいまから、名取市農業委員会第4回総会を開催いたします。

本日の総会は、農業委員15名、農地利用最適化推進委員11名 計26名出席です。よって、会議規則第8条の規定により、総会が成立していることを報告致します。

【修 礼】

【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第7条の規定により会長が議長となり、議事を進行した。

【議事の内容】

○ 議長（大友正一会長）

◎議事録署名委員の指名

議長において次の2名を議事録署名委員に指名をした。

7番 入間川 康弘 委員 8番 渡邊 正明 委員

◎議事の概要

《議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（大友正一会長）

それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。

それでは、松浦岩男代表委員よりご説明をお願いします。

○ 第3班代表委員（松浦岩男委員）

第3班代表委員の松浦岩男です。説明不足の点については、同じ班の担任委員会の方々と並びに事務局からの補足をお願いします。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」、農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和3年8月26日提出。

番号1、大字・字・地番は大曲字八幡9番4、地目は登記現況共に畑、登記面積は

1, 924. 85 m²、転用目的は資材置場です。譲渡人、譲受人の住所・氏名については総会資料のとおりです。開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要は売買、1 m²あたり1,559円、総額300万円、資材等置場、ダンプ・作業員用駐車場とのことです。

位置図、公図については議案書の2ページと担任委員会資料の2ページをご覧ください。申請地は、県道閑上港線と市道多賀線との交差点から西へ進んだ場所になります。譲受人は外構工事や造園工事を請け負っている法人です。敷地内には砂利を敷いて、雨水は自然浸透させる計画となっています。中央部分にはダンプ3台や従業員駐車場10台分を確保し、また、県道からの乗入れ口は4mと十分な幅員があり、車両は前進で入って敷地内で転回し、前進して県道へ出ることができるとのことです。申請地の北側には墓地があるので、飛散防止が必要ではないかと質問したところ、高さ1.5mの土留め擁壁を設置すると回答がありました。申請地の東側には飛散防止ネットを張り、西側や南側にも飛散防止対策を行いたいとの説明がありました。申請地は交通量が多く、交差点にも近いため、出入りには充分注意するように指導しました。

続きまして、番号2、大字・字・地番は高館熊野堂字大沢中182番2、地目は登記現況共田、登記面積は914 m²、転用目的は太陽光発電システム設置です。譲渡人、譲受人の住所・氏名については総会資料のとおりです。開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要は売買、1 m²あたり328円、総額30万円、太陽光パネル168枚設置です。

番号3も関連しますので続けて説明します。番号3は、大字・字・地番は高館熊野堂字大沢中195番、地目は登記現況共田、登記面積は1,951 m²、転用目的は太陽光発電システム設置です。譲渡人、譲受人の住所・氏名については総会資料のとおりです。開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要は売買、1 m²あたり256円、総額50万円、太陽光パネル336枚設置です。

位置図、公図については議案書の3ページと4ページをご覧ください。2番については7月の第3回総会で議案に上がりました申請地の南隣の農地であり、3番については100mほど北へ進んだ場所にあります。雑草の管理については、防草シートや草刈り等を年2回行って適切に管理するとのことでありました。水路の畦畔の草刈りや泥上げを必ず行うように指導いたしました。3番に関しては、南側の農地に水稻が作付けされており、万が一太陽光が反射して水稻に被害が生じた場合には速やかに対処するよう指導しました。

続きまして、番号4、大字・字・地番は高館川上字薬師21番3、地目は登記現況共田、登記面積は1,129 m²、転用目的は太陽光発電システム設置です。譲渡人、譲受人の住所・氏名については総会資料のとおりです。開発許可は否、転用目的に係

る事業又は施設の概要は賃借権設定、期間は許可日より20年、賃料は1年あたり9万円、太陽光パネル168枚設置です。

位置図、公図については議案書の5ページをご覧ください。雑草や雨水対策については2番、3番と同様であります。4番の農地は10年以上も不作付地であったそうで、貸付人も高齢になったこともあり貸付することにしたそうです。

議案第1号1番から4番につきましては、8月24日の担任委員会で現地調査を行いました。1番については譲受人本人である法人の代表者から、2番・3番は譲受人である法人から委任を受けた行政書士から、4番については貸付人本人と借受人である法人から委任を受けた行政書士から、それぞれ実情調査をいたしましたところ、お配りした農地転用許可基準及び審査内容にお示しのとおり、農地法における転用については問題ないものと考えます。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の川村勇委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（川村勇推進委員）

議案第1号1番から4番につきましては、8月24日に担任委員会の現地調査に同行いたしました。

1番は資材置場としての転用申請です。現在は畑として管理されております。この土地に隣接する農地はありませんが、土砂の流出など、周囲に迷惑がかからないよう、土留などの対策を十分行うよう指導いたしました。

2番、3番、4番は、太陽光発電システムの設置を行うものですが、除草等の管理を徹底するよう指導を行いました。

以上、今回の案件4件につきましては、隣接農地などへの影響は生じないものと判断いたしました。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員からご説明ご意見いただきました。この案件について、ご質問はございませんか。

○ 14番（引地長一委員）

議案第1号1番についてです。県道からの出入りについて、既存の側溝や歩道の舗装の強度は十分保たれているのか教えていただきたいと思います。

○ 3班代表委員（松浦岩男委員）

担任委員会において譲受人に確認したところ、事前に宮城県仙台土木事務所に確認し、手続きは不要との回答があったと報告を受けています。

○ 議長（大友正一会長）

他にございませんか。

○ [「なし」の声あり]

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第1号は原案のとおり決定といたします。

《議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題といたします。

それでは、松浦岩男代表委員よりご説明をお願いします。

○ 3班代表委員（松浦岩男委員）

それでは議案書6ページをご覧ください。議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和3年8月26日提出。

番号1、大字・字・地番は下増田字台林506番1、地目登記現況共に畑、登記面積は443㎡、権利種別売買、譲渡人、譲受人の住所・氏名については総会資料のとおりです。譲受人の経営面積は85a、世帯員は3人、労力人は2人、売買にあたっては10aあたり225,733円、総額10万円です。

位置図、公図は議案書の7ページをご覧ください。申請地には現在さつまいもが全面に作付けされています。また、近隣には譲受人がイチジクも植えてあり、こちらも適切に管理され、素晴らしい農業経営を行っている方だと感じました。

続きまして番号2ですが、番号3も関連しますので、併せて説明します。

2番は、大字・字・地番は愛島笠島字鳥井崎34番、愛島笠島字下ノ妻282番4、地目は登記現況共田、登記面積は1,383㎡、993㎡、計2,376㎡、権利種別は売買、譲渡人、譲受人の住所・氏名については総会資料のとおりです。譲受人の経営面積は84a、世帯員は3人、労力人は2人です。売買にあたっては持分48分の12、10aあたり30万円、総額179,684円です。

3番は、大字・字・地番は愛島笠島字鳥井崎34番、愛島笠島字下ノ妻282番4、地目は登記現況共田、登記面積は1,383㎡、993㎡、計2,376㎡、権利種別は売買、譲渡人、譲受人の住所・氏名については総会資料のとおりです。譲受人の経営面積は84a、世帯員は3人、労力人は2人です。売買にあたっては持分48分

の12、10aあたり30万円、総額179,684円です。

2番と3番の譲渡人は行方不明者であり、裁判所が不在者財産管理人を選任し、売買契約により取得するものです。

位置図、公図は議案書の8ページです。申請地は、県道仙台岩沼線の西側の水田で、2筆とも水稻が作付けされており、営農には問題は無いものと考えております。

議案第2号1番から3番につきましては、8月24日の担任委員会で現地調査を行い、譲受人から実情聴取したところ、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えております。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の川村勇委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（川村勇推進委員）

議案第2号1番から3番につきましては、8月24日に担任委員会の現地調査に同行いたしました。

1番は、今回申請した農地の隣接地を耕作している農家の方が、経営規模を拡大するために農地を取得するものです。

2番と3番は、共有であった農地について、共有持ち分を取得し、単独所有とするものです。この農地は現在、水田として作付けされております。

以上のことから、3件とも許可については、問題ないものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員からご説明意見等いただきました。この案件について、ご質問ございませんか。

○ 9番（大内繁徳委員）

2番と3番の確認ですが、譲受人が持分48分の12と48分の12を取得するのですが、譲受人は現在持分48分の24を所有しており、今回の売買で残り全ての持ち分を取得するということでしょうか。

○ 議長（大友正一会長）

事務局をお願いします。

○ 事務局（成田局長補佐）

譲受人は現在持分48分の24を所有しており、今回議案の2番、3番を合わせて持分48分の48を所有することになります。

○ 議長（大友正一会長）

他にございませんか。

○ [「なし」の声あり]

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第2号は原案のとおり決定いたします。

《議案第3号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について」を議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（大友主幹）

議案書の9ページから17ページをご覧ください。議案第3号農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について、このことについて、令和3年8月10日「農用地利用集積計画」に基づき、農用地利用権設定調整会議で調整したので、意見を求める、令和3年8月26日提出。

農用地利用集積計画の概要。

1 新規・更新の別

新規27件156,350.68㎡、更新0件、合計27件156,350.68㎡。

2 利用権を設定する土地

田153筆148,218.68㎡、畑7筆8,132㎡、合計160筆156,350.68㎡。

3 利用権を設定する土地

① 利用権の種類。賃借権設定26件、所有権移転1件。

② 賃借権の存続期間。3年2件、5年4件、6年1件、10年19年。

③ 借賃（10a当り）。15kg1件、30kg6件、45kg9件、60kg9件、5,000円1件。

④ 所有権移転の売買総額 169,400円1件。

⑤ 借賃の支払方法。毎年12月20日まで賃貸人宅に持参し、支払う。

4 公告予定年月日。令和3年8月31日予定。

5 詳細につきましては、議案書10ページから17ページのとおりです。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま、事務局からご説明がございました。これについて、ご質問はございませんか。

- 1 番（相澤喜美委員）
今回の賃借料についてですが、バラつきが大きいように思えます。個人ごとに異なると推測はしていますが、理由等分かれば教えていただきたいと思います。
- 8 番（渡邊正明委員）
私は当日、農地流動化調整員として立ち会いました。件数が多い理由は、今まで個人で行っていた賃貸借契約を、法人設立により一度解約して新たに締結したことによるものです。賃借料については、これまで個人で結んでいた賃借料と同額で再契約したことから、貸し手によって若干のバラつきが生じたものです。
- 14 番（引地長一委員）
私も農地流動化調整員を務めさせていただきましたので、補足させていただきます。1 件 15 k g というものがありますが、どうして 15 k g と少ないのか確認したところ、2 年ほど放置されていた農地で、米を作るまで時間がかかったこと、今でも周囲の田と比べて収量が落ちているので、相手方と調整し 15 k g としたとの内容でした。
- 議長（大友正一会長）
他にございませんか。
〔「なし」の声あり〕
- 議長（大友正一会長）
「なし」という声がありましたので、採決いたします。議案第 3 号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
- 議長（大友正一会長）
「挙手全員」でありますので、議案第 3 号は原案のとおり承認といたします。

《報告事項（1）農地法第 5 条の規定による届出について》

《報告事項（2）農地賃貸借権解約について》

《報告事項（3）農地の現状変更完了届出について》

- 議長（大友正一会長）
次に、報告事項（1）「農地法第 5 条の規定による届出について」、報告事項（2）「農地賃貸借権解約について」、報告事項（3）「農地の現状変更完了届出について」を一括議題といたします。事務局より説明願います。
- 事務局（大友主幹）
別紙議案書により報告事項（1）から（3）について説明を行い、届出を受理した旨説明をした。
- 議長（大友正一会長）

只今、事務局から説明がなされました。これについて、ご質問はありませんか。

○ 「なし」の声あり]

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、報告事項（１）から報告事項（３）までについて承認といたします。

《その他》

○ 議長（大友正一会長）

次に、その他に入ります。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（小畑局長）

〔9月の農業委員会行事日程説明を行った。〕

○ 議長（大友正一会長）

それでは、第4回農業委員会総会の議事の一切を終了いたします。

【閉 会】

午後2時50分、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

【修 礼】

名取市農業委員会会議規則第23条第2項の規定により署名する。

令和3年8月26日

名取市農業委員会
議 長 _____

署名委員 7番 _____

署名委員 8番 _____